

令和8年度水俣市学校学童クラブ利用児童募集案内

【学童クラブとは】

放課後や夏休み等長期休暇中に、仕事等で保護者が昼間家庭にいない小学校に就学している児童を預かり、学校施設等を活用した遊びを主とした活動を行いながら、安全に放課後等を過ごして児童や保護者の手助けをする事業です。

※ 「学童クラブ」を「放課後児童クラブ」や「学童保育」と呼ぶ場合もあります。

【対象児童及び募集学童クラブ】

令和8年4月に水俣第一小学校、水俣第二小学校、袋小学校に通う1～6年生の児童のうち、仕事等で保護者が昼間家庭にいない児童（ただし、申込みが多い場合は、低学年を優先します）

校 区	学童クラブ名	定員（予定）	利用時間等については、 【水俣市学童クラブ概要】をご覧ください。
水一小	一小ふれあい学童クラブ	60人	
水二小	二小ふれあい学童クラブ	60人	
袋 小	ふくろふれあい学童クラブ	35人	

【利用期間】

令和8年4月1日から翌年3月31日まで（日曜・祝祭日除く）

※ 1年間通しての利用となります。

※ 放課後だけでなく、土曜日、夏・冬・春休みも実施します。

申込み方法

1 申込書等必要書類の配布

利用申請書等は、令和7年12月1日（月）から市役所こども子育て課、各学童クラブにて配布します。また、水俣市ホームページからもダウンロードできます。

※ 水俣市ホームページ URL <https://www.city.minamata.lg.jp/>

2 必要書類の提出

受付期間中に、水俣市役所こども子育て課（市役所2階1番窓口）へ御提出ください。

提出時に申請内容について、聞き取りを行います（5～10分程度。児童の同席は不要。）

【受付期間】

令和7年12月8日（月）～令和8年1月16日（金）8：30～17：15

（土、日、祝祭日、12/30～1/3を除く）

※ 期間厳守。期限を過ぎて申込みをされた場合（書類不足含む）期限内受付分選考・入所決定後の選考対応となります。

※ 時間内に窓口に来られない場合は、お電話で御相談ください。

【提出書類】

(1) 様式第1号（第4条関係）「水俣市学童クラブ利用申請書」

※児童1人につき1枚記入。

※記入にあたっては、別紙「記入上の注意」をご覧ください。

(2) 昼間家庭で保育ができないことを証明する書類

※同一敷地内に居住する全員分が必要です。

※令和8年度に兄弟児が、保育所・認定こども園を利用予定で、11月に現況届を提出された場合は、園へ提出の就労証明書等で確認しますので、準備は不要です。

①就労の場合 → 就労証明書（就労者、雇用予定、自営業、内職の方同一様式）

※育児休業は入所要件に該当しませんのでご注意ください。

②求職中の場合 → ハローワークの求職受付票の写し又は就労予定申立書

③病気等の場合 → 父母の病気、障がい、家族の介護等診断書等病状を証明する書類（身障手帳、療育手帳、精神保健福祉手帳の写し）

(3) (児童に障がいがある場合) 療育手帳、医師の意見書、児童発達支援センターや放課後等デイサービス利用のための福祉サービス受給者証、水俣芦北圏域地域療育センター利用証明のコピー（入所の優先度、職員の配置などの判断のため必要になります）

※裏面の注意事項等もお読みください。

【審査、決定】

- 申請書、聞き取りをもとに審査を行います。利用については「放課後における監護の必要性の高い児童（児童の学年、保護者の帰宅時間、保護者の週の就労日数、利用頻度等）から決定（許可、待機、却下等）」し、3月初旬頃までに郵送で通知します。
- 必要に応じて、学童クラブと児童・保護者との面談を依頼することがあります（2月頃）。
- 希望者が多数の場合、「待機」となる場合があります。
※兄弟等で利用できない場合（弟は利用できる（許可）が、兄は利用できない（待機）等）もありますので御了承ください。

【注意事項】※必ず御確認ください。

- 学童クラブの利用は1年ごとの申請となりますので、現在利用されている方も再度申請が必要となります。（こども子育て課子育て支援係へ提出してください）
- 提出書類を基に、市が学童クラブ利用の必要性等を確認し入所を決定しますが、利用希望者数が定員を一時著しく超えた場合は、希望される方を全てお受けすることができず、入所決定できない場合があります。
- 心身に障がいを有する児童の利用につきましては、別途御相談ください。専門的知識等を有する支援員の配置等を行います。
- 必要に応じて、学童クラブと児童・保護者との面談を依頼することがあります。
- 他の児童や支援員への暴力・危険行為、施設・設備・備品等の破壊行為、支援員の指示を聞かない等、クラブの運営に支障を及ぼす行為が続く場合は入所を制限する可能性がありますので御了承ください。
- ふくろふれあい学童クラブの利用の決定があった場合、保護者の方にはクラブの「運営委員会」に入会し、運営及び活動に御協力いただきます。
- 学童クラブは、市からの委託により運営を行っています。今年度委託業者の更新時期を迎えており、【水俣市学童クラブ概要】については、今後変更の可能性があります。
※利用料が大きく変更になることはありません。
- 入所決定後、登録内容の変更（同居家族の就労状況、住所、同居家族の構成変更等）がありましたら、こども子育て課へ届け出が必要です。

【問合せ／提出先】
水俣市こども子育て課子育て支援係
(市役所2階1番窓口)
TEL 61-1660 (直通)

~その他の学童クラブについて~

次の各施設においても学童クラブを行っています。（タクシー等による送迎支援を実施。）
申込み等については、直接、お問い合わせください。

学童クラブ名	住所	電話番号
中央学童クラブ (中央保育園西方寺認定こども園)	古城2丁目7番7号	63-1828
西方寺学童クラブ（西方寺認定こども園）	葛渡23番地	67-1111
さわらび学童クラブ（さわらびこども園）	陣内2丁目2番1号	62-2613
学童クラブはっぴーほーむ	大園町3丁目2番27号	84-9466
さくら学童クラブ	袋1477番地1	62-4337

※令和7年12月現在